

ふみ みやこ 「文の京」 ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画 < 概要版 >

文京区次世代育成支援行動計画
文京区子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



文京区

1 計画の目的

急速な少子化の進行や保護者の就労形態の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化していく中、保護者が子育てについての第一義的責任を果たせるよう、社会全体で支援していくことが必要となっています。

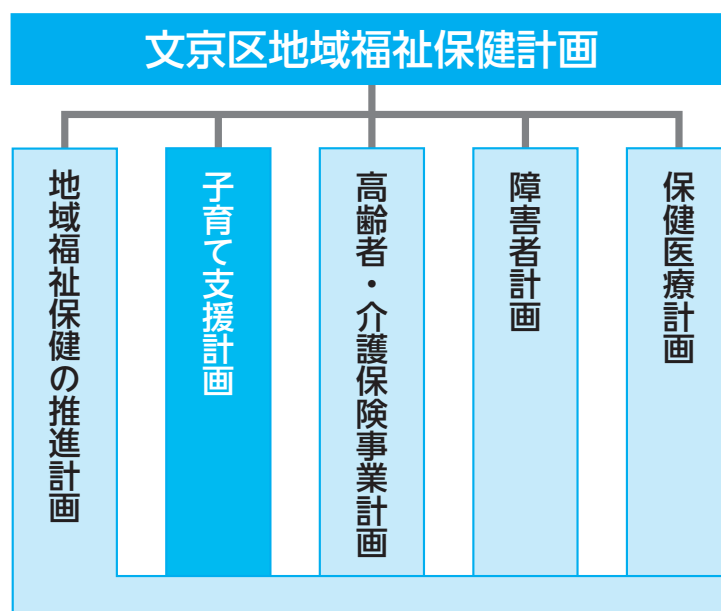
こうした状況に着実に対応していくため、子育て支援施策の考え方と取り組みを示した「子育て支援計画」を策定します。

この計画に基づき、子どもの健やかな成長の支援や地域社会全体で子どもを育む体制の構築などを推進し、地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、みんなが楽しく育ち合えるまちを目指します。

2 計画の性格・構成

子育て支援計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであり、分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。

また、子育て支援計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」としての性格も併せもつものです。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間とします。

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
文京区基本構想(平成22年～32年)						
	文京区基本構想実施計画					
前回計画		文京区地域福祉保健計画				
		文京区子育て支援計画				

第2章

計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

1 基本理念

人間性の尊重

自立の支援

支え合い認め合う
地域社会の実現

健康の保持・増進

区民参画及び
協働の推進

男女平等参画
の推進

2 基本目標

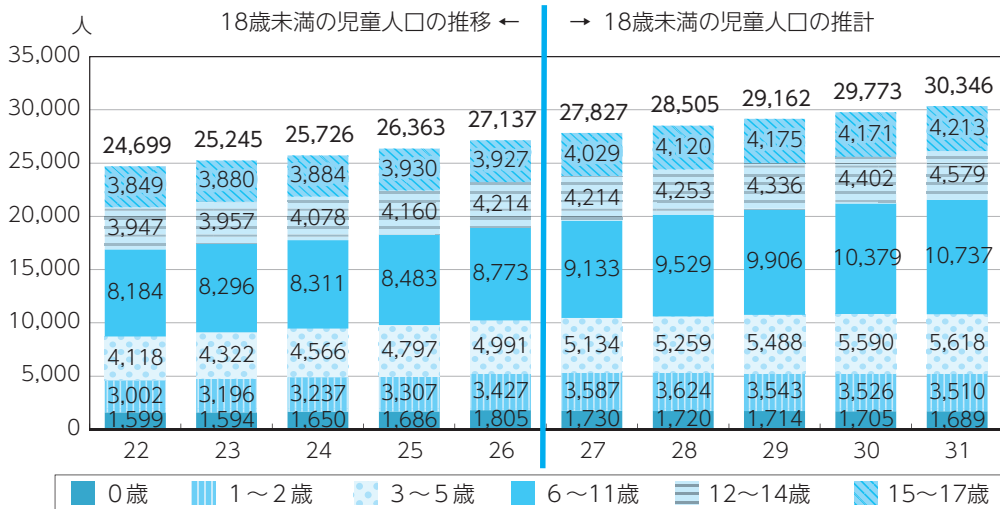
●だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

●だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

1 18歳未満の人口の推移と推計

平成26年4月1日現在の18歳未満の児童人口は27,137人で、総人口に占める割合は13.2%となっています。また、本計画の策定に当たり、計画期間である平成27年から31年までの人口推計を新たに行いました。

【図表】18歳未満の児童人口の推移と推計

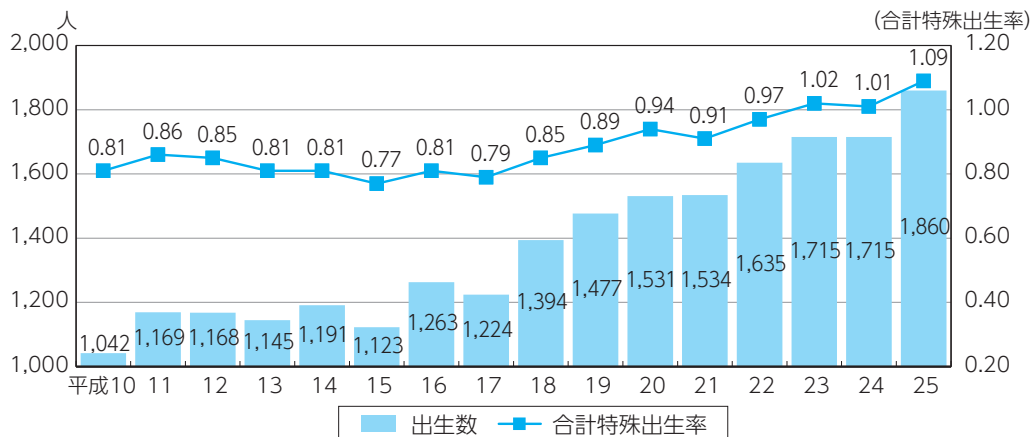


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

2 出生数と合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成25年で1.09まで回復しました。また、出生数も平成18年以降、増加傾向にあり、25年には1,860人を超えています。

【図表】出生数と合計特殊出生率

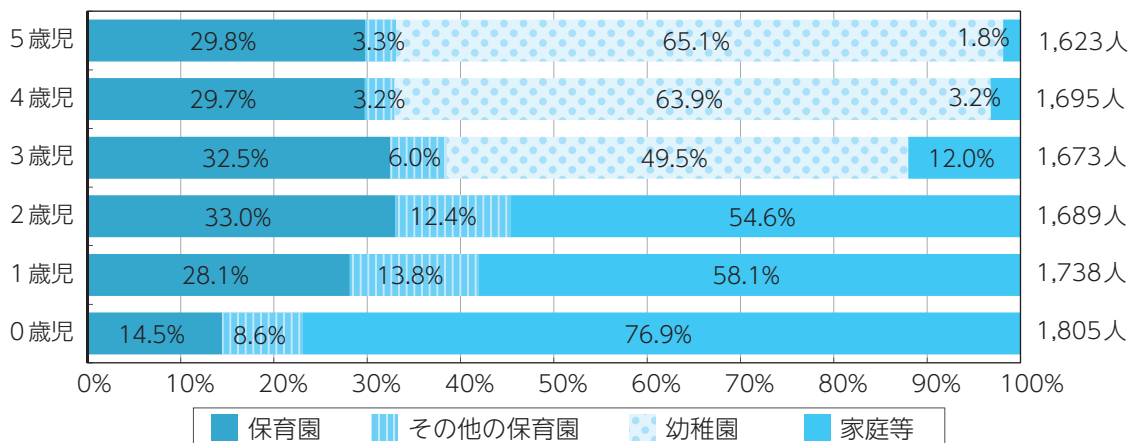


資料：ぶんきょうの保健衛生、文京の統計

3 未就学児の保育の状況

未就学児童(0～5歳児)の保育の状況を年齢別の割合で示すと、0歳から2歳児までは「家庭等」が最も多く、いずれも5割を超えています。一方、3歳から5歳児では「幼稚園」の割合が最も多くなっています。

【図表】未就学児の保育の状況

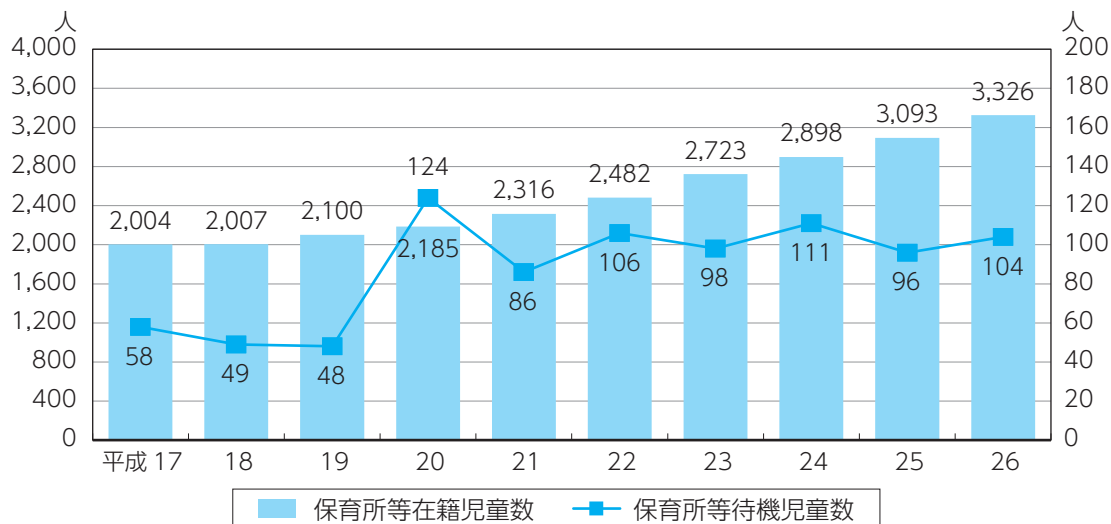


※平成26年4月1日現在の0～5歳の人口(外国人含む)を基礎とする。
 ※各保育施設等の平成26年4月1日現在の在籍児童数を基本とするが、調査の都合上、一部の施設で異なる基準日で集計しているものがある。
 ※その他の保育とは、東京都認証保育所、その他の認可外の保育施設、家庭的保育者(保育ママ)、事業所内保育所の在籍児童数の合計である。

4 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

保育所等在籍児童数は年々増加しており、平成26年には3,326人と、近年で最も多くなっています。また、待機児童は、平成20年に急速に増加して以降、増減を繰り返している状況で、26年は104人となっています。

【図表】保育所等在籍児童数と待機児童数の推移



※保育所等在籍児童数：認可保育所及び東京都認証保育所の在籍児童数と家庭的保育者の受託児童数を合計した児童数。

子どもの
健やかな
成長の支援



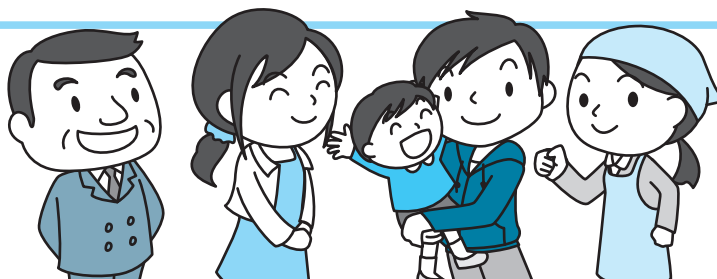
- 妊娠中や出産後など、身体的にも精神的にも負担がかかる時期における、心のケアも含めた産前・産後ケアの充実
- 子どもの発達段階に応じた健診や助言等の支援、発達に不安や障害のある場合の相談体制の整備や療育の場の充実
- 子どもと家庭を支援する関連機関等のネットワークを活かした、児童虐待への対応と未然防止

子どもの
生きる力・豊かな
心の育成



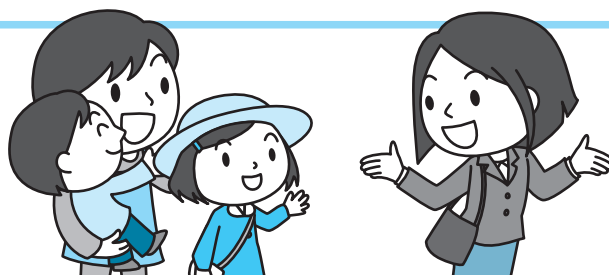
- 保育(養護・教育)や学校教育の充実
- 小学生、中高生が様々な体験や同年齢・異年齢の友だちと遊び、ふれあうことのできる機会や居場所、遊び場の確保
- 将来の社会生活を見据え、小学生、中学生の時期から、地域への愛着や望ましい勤労観を育む地域活動への参加や、発達段階に応じたキャリア教育の推進

地域社会全体で
子どもを育む
体制の構築



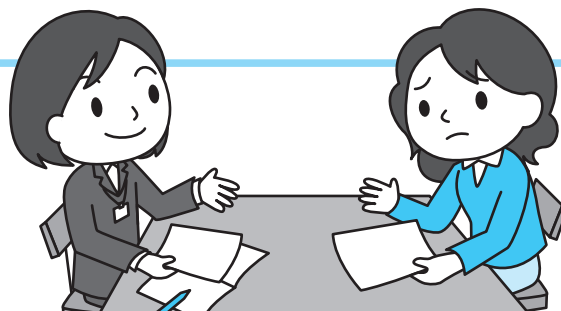
- 子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちが健やかに成長していく環境の整備を社会全体で取り組む
- 家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう地域、学校、事業者、行政などが連携し社会全体で子育てを支援する

子育てと仕事の 両立支援



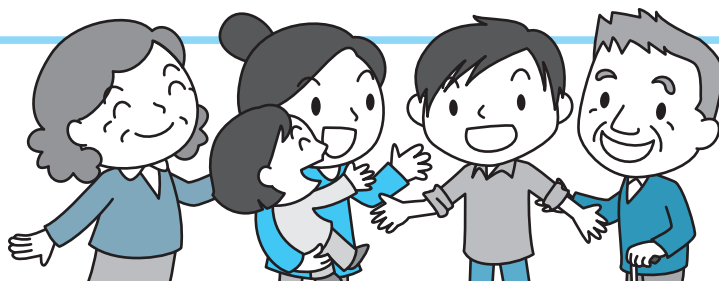
- 国における育児休業や短時間勤務制度の普及・定着、事業者や従事者の意識改革などに社会全体で取り組む
- 様々な保育形態等による子育て支援サービスの提供と保育の質の充実・量の拡充

子育ての心理的・ 経済的負担 の軽減



- 子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場の提供など、安心して子育てができる環境の整備
- 家庭の状況に応じた、保護者の経済的な負担の軽減

子どもを守る 安全・安心な まちづくりの推進



- 歩道の段差解消や公園の整備など、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦などにやさしいまちづくりの推進
- 子どもを犯罪や交通事故などから守るための被害防止対策の取り組みと安全・安心なまちづくりの推進

本計画の計画事業は、次の5つの大項目に大別し、さらに21の小項目に分類しています。



すべての子育て家庭への支援

1. 保育の充実

子育てと仕事との両立を支援するため、保育所や認定こども園、育成室等の整備を図るほか、一時保育や病児・病後児保育事業を推進していきます。

2. 子育てに伴う心理的負担の軽減

子育ての心理的な負担を少しでも軽減するため、気軽に相談やアドバイスが受けられる場を設けていきます。

3. 子育てに伴う経済的負担の軽減

安心して子育てができるよう、家庭の状況に応じて、保護者の経済的な負担の軽減を図っていきます。

4. 子育て情報提供の充実

子育てに関する様々なサービスを適時・的確に子育て世帯等が利用できるよう、わかりやすい情報提供を行います。

5. 仕事と生活の調和に向けた啓発

男女を問わず自らが望む形での仕事と生活の調和が図れるよう、区民や事業者に向けた啓発活動を行っていきます。

6. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対しては、子育て支援や母子及び父子家庭の自立支援のための施策、経済的な支援を行っていきます。

7. 障害のある子どもの家庭への支援

障害のある子どもの家庭に対しては、安心して預けられる場所を提供するなどの支援の充実を図ります。

8. 良好な居住環境の確保

子育て世帯に対し、優良な賃貸住宅の提供などを行い、居住環境の向上を推進していきます。

1. 青少年のための地域環境の整備

青少年の健全育成を阻害する恐れのある地域環境を改善していくため、学校・地域が連携して青少年を見守る活動などを継続して行っていきます。

2. 安心して外出できる環境の整備

東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえ、区内の公共的性格を有する建物等の整備・改善等の指導を行うとともに、道路、公園等の社会基盤のバリアフリーを進めます。

3. 児童の安全の確保

子どもを犯罪から守るため、地域ぐるみの被害防止対策等を推進するとともに、交通安全教育や防災教育、安全・安心なまちづくりなどに取り組みます。

子どもを守る
安全・安心なまちづくり

新たに実施する主な計画事業等

1-1-13 文京区版ネウボラ事業

事業名	文京区版ネウボラ事業
事業概要	<p>妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、保健サービスセンター（本郷支所を含む）の保健師を母子保健コーディネーターとして配置する。さらに、相談拠点の設置などの産前・産後サポート事業及び宿泊型ショートステイなど出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を実施することにより、身近な場で妊産婦等を支える仕組みをつくる。</p> <p>ネウボラとは…フィンランド語で“ネウボ(neuvo) = アドバイス”、“ラ(la) = 場所”という意味。妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する支援サービス</p>

1-1-14 ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト

事業名	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト
事業概要	<p>子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、区民自らの主体的な健康維持・増進に向けた取り組みを支援するとともに、妊娠出産等に関する正確な情報を提供していく。</p> <p>このため、予防医療コンサルタントや医師、民間事業者等を構成員とする「ぶんきょうハッピーベイビー応援団(文京区版少子化対策タスクフォース)」を設置し、その中で出された民間での取り組みを含めた多様な意見を踏まえて、区民に対して、「Happy Baby Guide Book」の配布、中学生用の学習教材の活用や「ハッピーベイビー健康相談」窓口の周知等の取り組みを行う。</p>

2-1-4 中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ)等)

事業名	中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ)等)
事業概要	<p>平成27年4月開設の区内初の中高生向け施設「b-lab(文京区青少年プラザ)」において、すべての中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、利用者の自主性・社会性を促す。</p> <p>また、児童館においては、従来実施していた事業等をb-labと連携して実施し、中高生の居場所確保に努める。</p>

3-1-2 文京区子育てサポーター認定制度

事業名	文京区子育てサポーター認定制度
事業概要	<p>区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入し、区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行い、「ファミリー・サポート・センター事業(事業番号3-1-3)」のサービス範囲を拡充した「ハッピーシッター事業」の実施へ繋いでいく。【社会福祉協議会実施事業】</p>

4-1-1 安心・安全なシッターサービスの提供

事業名	安心・安全なシッターサービスの提供
事業概要	満2歳未満の乳幼児がいる家庭や小学生までの児童がいるひとり親家庭を対象に、子育て訪問支援券を交付し、区が指定した民間のシッター事業者を利用した際の利用料を軽減することで、安心して子育てができるよう支援する。 ※本事業は、子育て支援ホームヘルパー派遣事業及びひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業を統合し、再編したものである。

4-1-17 私立認可保育所の整備拡充

事業名	私立認可保育所の整備拡充
事業概要	保育需要に応えるため、待機児童数の動向を見極めながら、私立認可保育所を整備し、待機児童の解消を目指す。 また、開設後に保育内容の充実を図るための運営費補助を行うとともに、区の職員(保育士)が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行う。

4-1-18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム

事業名	文京区版幼児教育・保育カリキュラム
事業概要	区立保育園・区立幼稚園で等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えるため、3歳以上児の教育・保育カリキュラムを策定する。策定にあたっては、区立保育園・区立幼稚園の代表者及び学識経験者で構成する会議体で検討し、その結果を冊子にまとめるとともに、平成28年度以降当該カリキュラムに基づく幼児教育・保育を実践する。

4-1-19 育成室の整備及び運営

事業名	育成室の整備及び運営
事業概要	保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童(原則として小学校1年生から3年生まで)に対し指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する。 また、待機児童の解消を図るため、暫定受入れ等の対策を講じるとともに、必要な地域を精査のうえ新たな育成室の整備拡充を図る。 さらに、職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成するとともに、各育成室間での情報を共有化し、安定した保育の供給と円滑な運営を行う。

4-3-1 男性不妊検査費助成事業

事業名	男性不妊検査費助成事業
事業概要	不妊検査を希望する男性区民(妻が43歳未満)で、保険診療外の精液検査及び内分泌検査を受けた方を対象に、検査費の一部を助成する。助成は1回に限り、自己負担額又は上限額1万円のいずれか低い額を助成する。

※事業名に記載している番号は、子育て支援計画における事業番号となっています。

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画であり、本区では、子育て支援計画と一体的に策定することとしました。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(教育・保育提供区域)」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、**文京区全域を1区域**として設定します。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、平成27年度から31年度までの5年間における「量の見込み(ニーズ量)」・「確保方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み(ニーズ量)については、平成25年10月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」の結果及び各事業の実際の利用状況等を踏まえ、量の見込み(ニーズ量)を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、新たに、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

4 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

5 量の見込み(ニーズ量)の算定について

幼児期の教育・保育の量の見込み(ニーズ量)は、将来人口推計と利用意向割合から算定しました。

利用意向割合については、ニーズ調査における、幼稚園・保育園等の利用率と実際の幼稚園・保育園利用率を比較し、その偏差を補正しました。

さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において、幼稚園・保育園を利用していない理由のうち「空きがない」・「経済的な理由」等を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。

6 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項 目		27年度					28年度					
		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		
		3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	
教育 希望	左記 以外		教育 希望	左記 以外								
①量の見込み(ニーズ量)		2,440	697	1,776	567	1,791	2,500	713	1,819	563	1,809	
②確保方策	教育保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0	33	0	33	9	18
		区立幼稚園	662	308	—	—	—	676	315	—	—	—
		私立幼稚園	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—
		国立大学付属 幼稚園	121	—	—	—	—	121	—	—	—	—
		区立認可保育園	—	—	1,082	135	633	—	—	1,082	135	633
		私立認可保育園	—	—	886	278	836	—	—	941	287	854
		東京都 認証保育所	—	—	55	48	169	—	—	55	48	169
		その他 認可外保育施設	—	—	65	12	75	—	—	65	12	75
	地域型保育事業	家庭的保育事業	—	—	0	7	23	—	—	0	7	23
		小規模保育事業	—	—	0	14	5	—	—	0	23	5
		事業所内 保育事業	—	—	49	50	89	—	—	49	50	89
		居宅訪問型 保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計		2,491	747	2,137	544	1,830	2,538	754	2,225	571	1,866
②確保方策-①ニーズ量		51	50	361	▲23	39	38	41	406	8	57	

*各確保方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

*居宅訪問型保育事業は、計画期間中に事業実施に向けた検討を進めるため、事業量は未掲載となっています。

(単位：人)

29年度					30年度					31年度				
1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有	
3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳
	教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
2,608	745	1,899	562	1,768	2,657	758	1,934	559	1,759	2,671	762	1,944	553	1,752
33	0	33	9	18	33	0	33	9	18	33	0	33	9	18
705	328	—	—	—	719	335	—	—	—	734	341	—	—	—
1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—
121	—	—	—	—	121	—	—	—	—	121	—	—	—	—
—	—	1,082	135	633	—	—	1,082	135	633	—	—	1,082	135	633
—	—	1,006	297	880	—	—	1,006	297	880	—	—	1,006	297	880
—	—	55	48	169	—	—	55	48	169	—	—	55	48	169
—	—	65	12	75	—	—	65	12	75	—	—	65	12	75
—	—	0	7	23	—	—	0	7	23	—	—	0	7	23
—	—	0	23	5	—	—	0	23	5	—	—	0	23	5
—	—	49	50	89	—	—	49	50	89	—	—	49	50	89
—	—				—	—				—	—			
2,567	767	2,290	581	1,892	2,581	774	2,290	581	1,892	2,596	780	2,290	581	1,892
▲ 41	22	391	19	124	▲ 76	16	356	22	133	▲ 75	18	346	28	140

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

◆ 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
確保方策の考え方	文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター及び子育てガイドが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である5か所の子育てひろば(地域子育て支援拠点施設)と連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図る。 ●関連事業 【4-2-2 子育てひろば事業】

◆ 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
確保方策の考え方	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けを行う、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)を実施する。 ●関連事業 【1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)】



◆ 子育て短期支援事業

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業を実施する。また、文京総合福祉センター内において、新たなショートステイ事業を開始するとともに、その運用状況等を確認しながら、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)の実施を検討する。</p> <p>●関連事業 【4-1-23 子育て短期支援事業】</p>

◆ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施する。</p> <p>●関連事業 【3-1-2 ファミリー・サポート・センター事業】</p>

◆ 病児保育事業

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>区が委託する2か所の病児・病後児保育施設で保育を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-13 病児・病後児保育】</p>



◆ 一時預かり事業

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>一時保育所である3か所のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施する。</p> <p>さらに、区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施する。</p> <p>また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施する。(各園で実施内容は異なる)</p> <p>●関連事業 【4-1-11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育】 【4-1-12 一時保育】 【4-1-14 区立幼稚園の預かり保育】</p>

◆ 妊婦健康診査

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。</p> <p>また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。</p> <p>●関連事業 【1-1-1 妊娠・出産への支援】</p>



◆ 放課後児童健全育成事業

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>【小学生低学年】 現在の育成室事業を継続し、計画期間中に8か所の育成室を新たに整備する。 ●関連事業 【4-1-19 育成室の整備及び運営】</p> <hr/> <p>【小学生高学年】 計画期間中に全区立小学校20校において、放課後全児童向け事業を実施し、放課後の居場所を提供する。 ●関連事業 【2-1-2 放課後全児童向け事業】</p>

◆ 地域子育て支援拠点事業

<p>子ども・子育て支援法等 における事業概要</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p>地域子育て支援拠点である、5か所の子育てひろばにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施する。 ●関連事業 【4-2-2 子育てひろば事業】</p>

これらの事業に加え、「養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「延長保育事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。





ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画<概要版>

(文京区次世代育成支援行動計画・文京区子ども・子育て支援事業計画)

平成27年度～平成31年度

平成27年(2015年)3月発行

発行 文京区

編集 文京区 男女協働子育て支援部 子育て支援課
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話 (03)3812-7111(代表)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 F0114088